

# 令和5年8月 中央公民館 今月のお知らせ



お問い合わせ 中央公民館 752-3080  
春日部市粕壁6918番地1

## ★NEWS★ 施設からのお知らせ

● 5月から、各部屋の予約方法や使用料支払い等の手続きが「通常の手続き」となりました。詳細は、来館時に窓口の職員までご確認ください。

● **令和6年2月から一定の期間エレベーターが利用できなくなります。** (令和6年2月11日~3月下旬予定) 工事期間中は、荷物の運搬を含め、一切の搭乗ができません。利用者の皆さまには、多大なご不便とご迷惑をお掛けいたしますが、設備を安全にお使いいただくための必要な工事となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

## ● 講堂 ●

月日	催し物の名称 概要等	開催時間	主催等
8/4(金)	かすかべ歌声ランド 例会	14:00~16:00	かすかべ歌声ランド kuland@mbr.nifty.com 次回は9月22日(金)予定

※会場の定員は351名。定員を超えた場合等、入場をお断りすることがございます。

※一般利用団体の「講堂」、「ギャラリー」等における催し物につきましては、事前にご提出いただいている「催物計画概要書」をもとに、毎月初旬に発行する『今月のお知らせ』に掲載させていただいております。概要書の提出がない場合など、詳細が確認できない際は掲載できないことがあります。(掲載を希望しない場合はお申し出ください)

## ● ギャラリー ●

月日	催し物の名称 概要等	開催時間	主催等
8/12(土)	うたごえかすかべ	13:30~16:30	異文化芸術交流会 090-4398-9803 (大岩)
8/29(火) ~ 9/3(日)	P・A・M・A展	10:00~17:00 (初日は13:00~)	P・A・M・A会 0480-42-7041 (大熊)

※会場の定員は200名。定員を超えた場合等、入場をお断りすることがございます。

## ■ 注意事項 ■

1. 主催事業以外の催し物に関しては、各主催者へお問い合わせください。
2. 主催事業以外の入場券等の取り扱いは、公民館では一切行っておりません。
3. 記載の日程以外にも、サークル等(一般利用者)の利用があります。施設利用をご希望の方は、中央公民館窓口までお問い合わせください。

※ 新型コロナウイルス感染拡大の状況等によっては、催し物が中止となる場合があります。

## ● 主催事業 ●

注)裏面にも主催事業のお知らせあり

催し物の名称	開催日時	内容等	定員	受付・締切
夏休み子ども体験教室 プラネタリウムに行こう! 会場: つくばエキスポセンター (茨城県つくば市)	8/4(金) 8:30~15:00	市のバスでつくばエキスポセンターへ。プラネタリウム鑑賞ほか	24名 (先着順)	※募集を締め切りました
年少リーダー研修会 第2回研修会 (宿泊研修)	8/23(水) ~ 8/25(金) 二泊三日	国立那須甲子青少年自然の家での宿泊研修を実施。(9月以降市内で月1回程度の研修会を実施)	市内在住小学校5・6年生 30名	※募集を締め切りました

☀ 8月の休館日 7日(月)、11日(金/祝)、14日(月)、21日(月)、28日(月)



<p>かすかベカフェ </p> <p>おいしく・楽しく・健康に！ ～正しい間食の取り入れ方～</p>	<p>8/24(木) 13:30～15:00</p>	<p>間食を正しく取るための知識を取得</p>	<p>30名</p>	<p>先着順 ※8/5から受付開始</p>
<p>健康をかんがえる </p> <p>(春日部えんJOYトレーニング) 会場：講堂またはギャラリー</p>	<p>①8/2(水)、②8/23(水) ③8/30(水) 各回とも 10:00～11:15 春日部えん JOY トレーニング (健康体操) を中心に実技を行い健康の維持・増進を図る</p>		<p>現在、新規参加者の募集は見合わせています。 新規参加者を募集する場合は、公民館だより『桐のまち』などでご案内します...</p>	

**連載特別**

# 公民館の役割について



—「今月のお知らせ」裏面をご覧くださいありがとうございます！—

令和3年5月号より、お知らせの裏面を活用して「公民館の役割」について掲載しています。  
あなたの知らなかった公民館の一面が、見えてくるかもしれません！？

## 公民館とは・・・公民館の運営（その2）



### 1. 公民館の特色

前月の連載で、公民館の大切な仕事のひとつとして「講座を開催すること」と説明しましたが、近年、カルチャーセンターなどの施設でも、多様な「講座」が開催されています。では、公民館とカルチャーセンターの違いは、どのような点でしょうか？

最も大きな違いは公民館が、「社会教育法」や「教育基本法」で明確な位置づけがなされている点にあります。また、カルチャーセンターが開催する講座の対象者は「その講座に興味のある人」であるのに対し、公民館の講座の対象者は、他ならぬ「地域住民」です。

そして、学習形態にも違いがあります。カルチャーセンターは「講師が中心」であるのに対して、公民館は「学びたい人」が中心です。

さらに、学習したことを還元する先にも違いがあります。カルチャーセンターでの学習講座は主に「個人に還元（資格取得・キャリアアップ）」するためのものであるという点に対して、公民館での学習講座は、「地域に還元（学習したことを生かして地域活動に取り組むこと）」のためのものといえるのです。

他にも、公民館では、地域性を持たせたそれぞれの地域ならではの講座が展開されたり、講座の受講を経て、その後の学習機会に繋がるよう、「もっと学びたい人」を中心としてサークル化されるといった特色も持ち合わせています。

### 2. 公民館の職員・社会教育主事とは

春日部市の公民館では、社会教育法により必置とされている「館長」と、一般に「公民館主事」と呼ばれる職員が配置され職務にあたっています。

また、社会教育に関する専門の資格を持った「社会教育主事」という職員が働いています。この社会教育主事は、法律上、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に必ず配置することとされています。春日部市では、令和5年8月現在、市内16公民館のうち7館に社会教育主事が在籍しています。（教育委員会からの発令を受けた者・有資格者である者）。

社会教育主事は主に、地域で社会教育活動をする人々（公民館でいえば公民館利用者など）に対し、専門的・技術的な指導及び助言を行い、地域のコーディネーターとして積極的な役割を果たすことが期待されています。

各公民館職員はもちろんのこと、社会教育主事として公民館の職務にあたる職員は、日々、自覚と熱意を持って、それぞれの地域、そして公民館利用者の皆さまに寄り添いながら公民館業務に取り組むことを心掛けています。

▶ 次回は「公民館の5つの役割」を特集します！